

全国初！ 出生届のオンライン手続きを開始します



ターゲット 17.17

2024年8月30日

郡山市市民部

市民課

課長 伊藤 克也

TEL：924-2138

SDGs ターゲット 17.17 「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルを利用し、オンラインで出生届の手続きができます。

1 オンライン手続きに必要なもの

- ・医師または助産師が作成した出生証明書(スマートフォンでの撮影が必要)
- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が有効なもの)
- ・マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン
または IC カードリーダーを接続したパソコン

2 オンライン手続きができる期間

- ・子が生まれた日から数えて 14 日以内(14 日目が土日祝日の場合は、翌開庁日)

3 オンライン手続きできる人

- ・オンラインの可能な出生届は、以下の条件をすべて満たすものとなります。
 - (1) 届出人が生まれた子の父母のいずれかであること。
 - (2) 生まれた子の父母双方が日本国籍を有していること（嫡出でない子の場合は、母が日本国籍を有していること。）。
 - (3) 生まれた子の出生地が日本国内であること。
 - (4) 届出地が生まれた子の親の本籍地の市区町村であること。
 - (5) 子の名に使用する漢字がマイナポータルにおいて使用可能な漢字であること。

4 留意事項

- (1)届出には出生証明書の画像を添付することとなります。不鮮明な場合、受付ができなくなりますので、届出前に画像の確認をお願い致します。
- (2)別途、住所地で児童手当等の手続きが必要です。

※詳細は下記 URL または QR コードから確認願います。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/37/121265.html>



2024(令和6)年 郡山市は市制施行 100 周年!!

ひらけ 未来へ こおりやま